

BTMU CHINA WEEKLY

三菱東京UFJ銀行 国際業務部

SEPTEMBER 14TH 2016

■ WEEKLY DIGEST

【経 済】

➢ 8月のCPI 前年同月比+1.3% 前月比 0.5ポイント鈍化

【産 業】

➢ IT製品 201品目の関税を段階的に撤廃 9月15日より実施

➢ 8月の自動車販売台数 前年同月比+24.2%

【貿易・投資】

➢ 8月の貿易統計 輸出は前年同月比 2.8%減 輸入は同 1.5%増

【金融・為替】

➢ 8月外貨準備高 前月比 159億米ドル減

■ RMB REVIEW

➢ 安値圏での神経質な値動きを予想

■ EXPERT VIEW

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

➢ 「『中華人民共和国外資企業法』等4本の法律改正に関する決定」

➢ 「国务院の第三次大検査展開に関する通知」他

本邦におけるご照会先:

三菱東京UFJ銀行国際業務部 東京:03-6259-6695 (代表) 大阪:06-6206-8434 (代表) 名古屋:052-211-0544 (代表)

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

WEEKLY DIGEST

【経済】

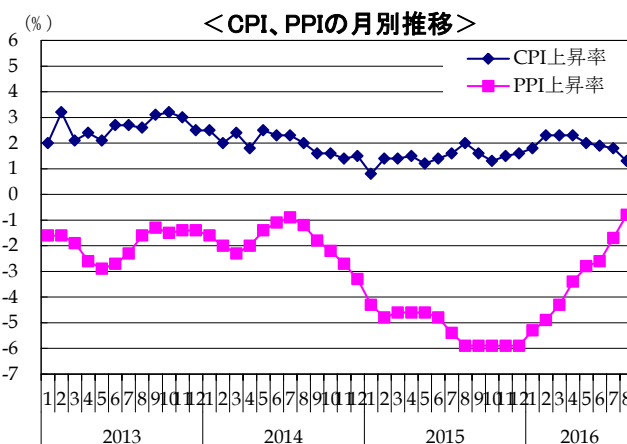
◆8月のCPI 前年同月比+1.3% 前月比0.5ポイント鈍化

国家統計局の9日の発表によると、8月の消費者物価指数(CPI)は前年同月比+1.3%と、上昇幅は前月比0.5ポイント鈍化し、4ヶ月連続で縮小した。

品目別では、食品が同+1.3%、非食品が同+1.4%。食品のうち、豚肉が同+6.4%(前月:同+16.1%)と比較的大きく上昇したものの、伸びは前月より鈍化。また、卵は同▲7.4%(前月:同▲2.0%)、果物は同▲0.6%(前月:同+0.5%)とマイナス幅が拡大しており、同局は食品価格の上昇幅鈍化がCPI縮小の要因になったと指摘した。

なお、8月の工業生産者出荷価格指数(PPI)は前年

同月比▲0.8%と、下落幅は前月比0.9ポイント改善し、8ヶ月連続で下落幅が縮小した。主に鉄鋼や非鉄金属が上昇したという。



【産業】

◆IT製品201品目の関税を段階的に撤廃 9月15日より実施

財政部は15日、「国务院関税税則委員会の一部輸入情報技術産品最恵国税率の通知」(税委会[2016]24号)を発表し、一部IT製品の関税の引下げを発表した。

2015年12月に開催された中国を含めて24のメンバーが参加したWTO閣僚会合において、情報技術協定品目拡大交渉(ITA II)^(注1)が合意に至り、これを受けて9月3日の全人代常務委員会で、IT製品201品目の関税を段階的に撤廃することに関する「中国のWTO加盟に伴う関税譲許表修正案」が承認された。関税撤廃のスケジュールについては、大多数の品目が3～5年かけて、残りは7年かけて撤廃していくことを明らかにしていたが、9月15日より一部品目^(注2)について関税引下げが実施されることになった。

201品目には通信機器、半導体及びその製造措置、デジタルAV機器、医療機器等が含まれ、WTOの試算では、全対象品目の世界貿易額は年間1兆3,000億米ドルに上り、世界貿易総額の約1割に相当するという。また、財政部の発表では、そのうち中国の占める割合は約1/4と最も大きく、中国の関税撤廃の実施は、世界貿易に大きな影響を及ぼすと見られている。

財政部はITA II妥結の中国にとっての意義について、中国のIT製品・部品輸入企業のコスト削減や産業高度化に繋がり、IT製品の輸出促進効果ももたらすと同時に、国内関連産業への圧力にもなると指摘し、これを発展のチャンスと捉え、構造調整や産業高度化を加速させ、企業のコア競争力の向上を図っていかねばならないとした。

なお、ITA IIに伴う関税撤廃の恩恵は全てのWTO加盟国・地域に与えられるもので、ITA IIに未参加のメンバーであってもWTO加盟国・地域であれば、ITA II参加メンバーの国・地域へIT製品を輸出する際には、最恵国待遇原則に基づき関税撤廃のメリットを受けられることとなっている。

(注1)WTO情報技術協定(ITA:Information Technology Agreement):1996年12月のWTO閣僚会議で、日・米・EU等29のメンバーが情報技術関連産品144品目の関税撤廃に関する閣僚宣言に合意。翌1997年発効。現在、中国・インド・ロシア等も加わり82のメンバーが参加。一方、1997年発効のITAは技術進歩に伴うIT製品の機能向上や新製品の開発に対応できていない為、2012年5月以降、対象品目を拡大すべく交渉が続き、2015年12月16日、中国、日本、米国、EUを含めた24の交渉参加メンバーが新たにIT関連201品目の関税撤廃に合意し、情報技術協定品目拡大交渉(ITA II)の最終妥結に至った。

-ITA II の交渉参加メンバー: ①アルバニア、②オーストラリア、③カナダ、④中国、⑤コロンビア、⑥コスタリカ、⑦EU (28 カ国)、⑧グアテマラ、⑨香港、⑩アイスランド、⑪イスラエル、⑫日本、⑬韓国、⑭マレーシア、⑮モーリシャス、⑯モンテネグロ、⑰ニュージーランド、⑱ノルウェー、⑲フィリピン、⑳シンガポール、㉑スイス(スイス・リヒテンシュタインを代表)、㉒台湾、㉓タイ、㉔米国

-ITA II の詳細は下記 WTO のウェブサイトをご参照。

https://www.wto.org/english/tratop_e/inftec_e/inftec_e.htm

(注) 2月9月15日より関税が引下げられた一部品目の詳細については、下記中国財政部のウェブサイトをご参照。

http://gss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201609/t20160914_2417642.html

◆8月の自動車販売台数 前年同月比+24.2%

中国自動車工業協会の9日の発表によると、8月の自動車販売台数は前年同月比+24.2%の207.1万台と、6ヶ月連続で前年実績を上回り、前月(同+23.0%)に続き20%台の伸び率を記録した。

車種別販売では、乗用車が前年同月比+26.3%の179.6万台、うち、排気量1,600cc以下の小型車が同+40.7%の129.2万台と、税制優遇策^(注)を受けて前月の+38.6%から伸びがさらに拡大した。商用車は同+12.0%の27.6万台と、2ヶ月連続でプラスの伸びを維持した。

乗用車のタイプ別では、セダンが同+20.1%の91.6万台、SUV(スポーツ型多目的車)が同+43.9%の65.4万台、MPV(多目的車)が同+35.9%の18.0万台と、引き続きSUV、MPVが好調に伸びた。

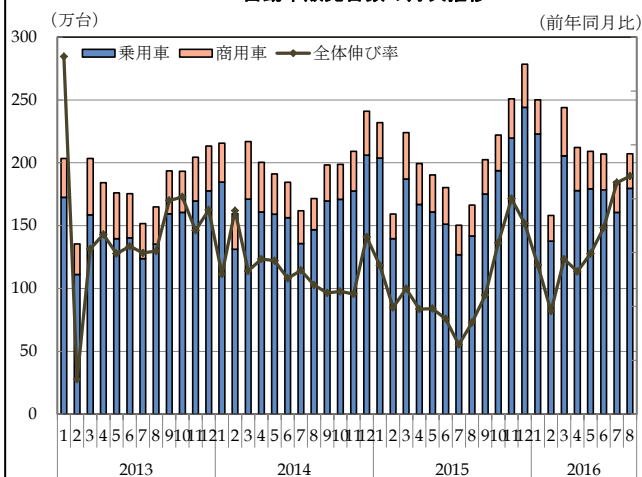
乗用車の国別販売シェアでは、中資系40.7%(7月:39.5%)、独系20.5%(7月:19.8%)、日系15.9%(7月:18.1%)、米国系13.4%(7月:13.1%)、韓国系6.9%(7月:6.9%)、仏系2.3%(7月:2.3%)と、日系のシェアの縮小が目立った。

また、新エネルギー車は前年同月比+92.2%の3.8万台となり、うち、電気自動車(EV)が同+106.4%の2.8万台、プラグインハイブリッド車(PHV)が同+61.0%の1万台と高い伸び率を示した。

(注) 税制優遇策の概要は本誌2015年10月21日号の「EXPERT VIEW」をご参照。

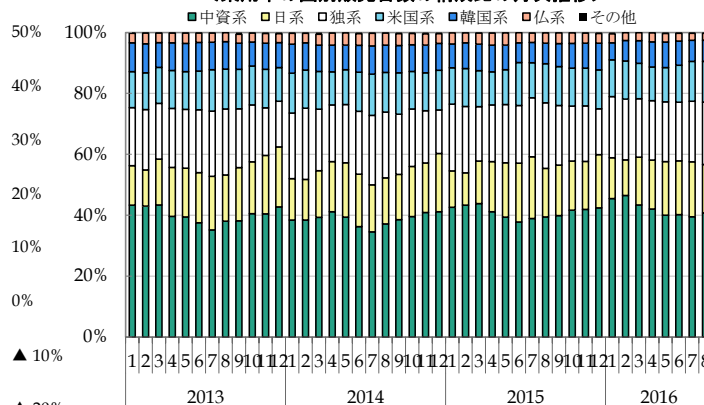
<http://www.bk.mufg.jp/report/inschiweek/415102101.pdf>

＜自動車販売台数の月次推移＞



(出所) 中国自動車工業協会の公表データを基に作成

＜乗用車の国別販売台数の構成比の月次推移＞



(出所) 中国自動車工業協会の公表データを基に作成

【貿易・投資】

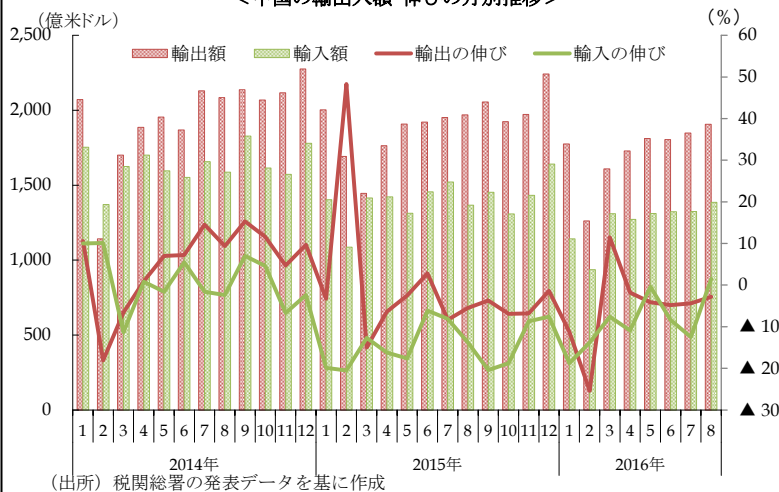
◆8月の貿易統計 輸出は前年同月比2.8%減 輸入は同1.5%増

税関総署が8日に発表した貿易統計速報(米ドル建)によると、8月の輸出入総額は前年同月比▲1.1%(前月:同▲7.9%)の3,291.4億米ドル、うち、輸出は同▲2.8%(前月:同▲4.4%)の1,905.9億米ドル、輸入は同+1.5%(前月:同▲12.5%)の1,385.4億米ドルと、輸入の伸びが22ヶ月ぶりにプラスに転じた。貿易収支は520.5億米ドルの黒字となり、前月の523.1億米ドルから減少した。

1-8月の累計では、輸出入総額が前年同期比▲7.9% (1-7月:同▲8.7%)の2兆3,509.7億米ドル、うち、輸出が同▲7.1% (1-7月:同▲7.4%)の1兆3,529.3億米ドル、輸入が同▲9.0% (1-7月:同▲10.5%)の9,980.4億米ドルとなった。

1-8月の主要貿易相手・地域別では、対日の輸出は前年同期比▲5.2% (1-7月:同▲6.0%)、輸入は同▲2.1% (1-7月:同▲4.2%)、対米の輸出は同▲7.8% (1-7月:同▲8.8%)、輸入は同▲13.3% (1-7月:同▲14.7%)、対EUの輸出は同▲3.6% (1-7月:同▲4.3%)、輸入は同▲2.0% (1-7月:同▲4.0%)、対ASEANの輸出は同▲7.4% (1-7月:同▲7.4%)、輸入は同▲7.1% (1-7月:同▲8.8%)と、いずれも輸出・輸入ともにマイナス幅が縮小した。

＜中国の輸出入額・伸びの月別推移＞



＜国・地域別輸出入額と伸び率(2016年1-8月)＞

国・地域	輸出額(億米ドル)	輸入額(億米ドル)
	前年同期比(%)	前年同期比(%)
日本	831.5	917.7
	▲ 5.2	▲ 2.1
米国	2,432.6	836.3
	▲ 7.8	▲ 13.3
EU	2,219.9	1,371.4
	▲ 3.6	▲ 2.0
ASEAN	1,657.8	1,182.3
	▲ 7.4	▲ 7.1
香港	1,795.6	138.4
	▲ 7.3	108.1

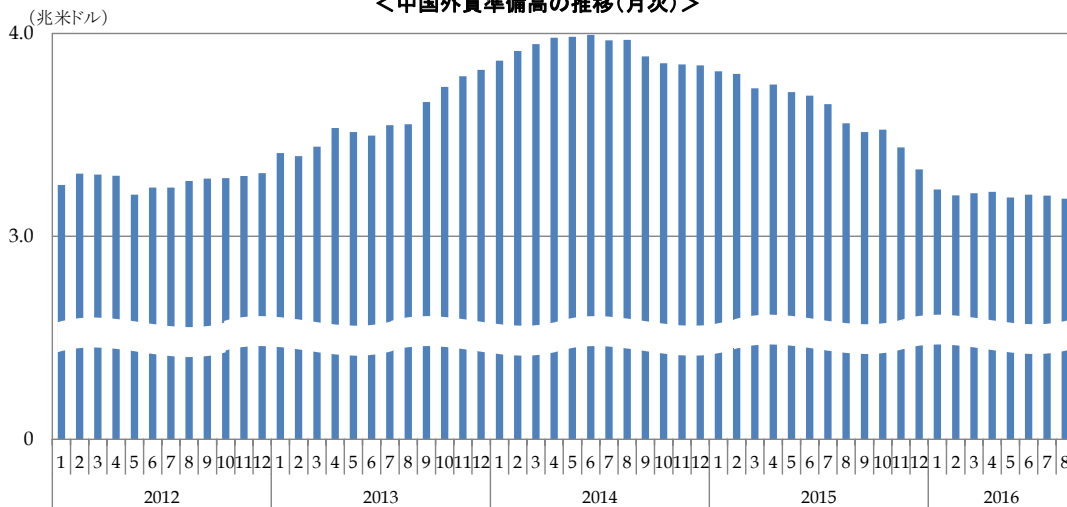
(出所) 税関総署の公表データを基に作成

【金融・為替】

◆8月外貨準備高 前月比159億米ドル減

中国人民銀行の8日の発表によると、8月の外貨準備高は前月より159億米ドル減少して3兆1,852億米ドルと、2ヶ月連続の減少となった。米国の利上げ観測の高まりを背景に、人民銀行が米ドルを売って人民元を買い支える介入を行ったと見られる。

＜中国外貨準備高の推移(月次)＞



RMB REVIEW

◆安値圏での神経質な値動きを予想

今週(9/5～)の人民元相場は、週初 6.6800 で寄り付くも、旺盛なドル買い需要を背景に軟化。9/6 には、7/20 以来となる安値 6.6877 まで下落した。しかし、冴えない米経済指標を受けて米国の 9 月利上げ観測が後退すると、対主要通貨でドル売りが活発化。当局による介入警戒感も重なる中、9/7 には、高値となる 6.6601 まで反発した。もっとも、同水準では上値も重く、週末にかけては再び下落。6.67 台後半での神経質な値動きが継続している。対円相場は、週初 15 円台半ばで寄り付くも、浜田内閣官房参与による「日銀は米 FOMC 前の追加緩和を控えるべき」との発言を材料に反落。9/7 には、安値となる 15.15 台まで下落した。引けにかけて反発するも上値は重く、結局 15.30 前後で越週しそうだ。

4 月以降、ほぼ一本調子で下落した人民元相場は、約 6 年ぶり安値(6.7030)を示現した 7 月中旬、当局による介入観測(元買い/ドル売り)に突如下値を阻まれた。市場ではそれまで、当局が元安を容認しているとの見方が強かったことから、こうした動きはサプライズをもたらすと共に、介入に踏み切った真相を巡り、様々な思惑が飛び交った。こうした中、市場では、9/4～9/5 の杭州 G20 終了後に、当局が再び元安を容認するとの思惑が台頭。SDR(IMF の特別引き出し権)組み入れ開始を 10 月に控え、人民元のハードカレンシー化(自由に他国通貨と交換可能な通貨)が意識されていることも、元安予想を強めている。人民元国際化の進展には、資本規制の緩和や変動相場制への移行が求められるため、元の下値不安を短期的に高め易い。足許ではひとまず足踏み状態が続けているが、仮に当局が 7 月に防衛した「6.70」の突破を容認すれば、人民元は一段と下落する公算が大きい。「元安容認」か「元安防衛」か、為替政策を巡る不確実性が高まる中、来週も安値圏での神経質な値動きが継続しそうだ。

(9 月 9 日作成) グローバルマーケットリサーチ

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比		指数	前日比
2016.09.05	6.6800	6.6745～ 6.6806	6.6752	-0.0048	6.4572	0.0080	0.86095	-0.0004	7.4608	-0.0107	2.3000	3216.75	5.55
2016.09.06	6.6775	6.6768～ 6.6877	6.6803	0.0051	6.4636	0.0064	0.86122	0.0003	7.4570	-0.0038	2.3000	3236.28	19.53
2016.09.07	6.6722	6.6601～ 6.6724	6.6641	-0.0162	6.5581	0.0945	0.85935	-0.0019	7.4906	0.0336	2.3000	3237.27	0.99
2016.09.08	6.6663	6.6627～ 6.6695	6.6639	-0.0002	6.5624	0.0043	0.85905	-0.0003	7.5147	0.0241	2.2800	3241.65	4.38
2016.09.09	6.6729	6.6701～ 6.6820	6.6799	0.0160	6.5386	-0.0238	0.86090	0.0019	7.5282	0.0135	2.5000	3223.02	-18.63

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱東京 UFJ 銀行国際業務部作成

EXPERT VIEW

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は2016年8月下旬から9月上旬にかけて公布された政策・法令をとりあげました。一部それ以前に公布され、公表が遅れていたものを含んでいます。

[法律]

【外資法】

○『中華人民共和国外資企業法』等
4本の法律改正に関する決定
(2016年9月3日、第12期全国人民
代表大会常務委員会第22回会
議で採択、2016年10月1日施行)

「外資企業法」、「中外合弁企業法」、「中外合作経営企業法」及び「台湾同胞投資保護法」の改正。改正点は、いずれも企業の設立と変更について対外経済貿易部門(商務部門)等の審査・認可を国の「参入特別管理措置」に抵触しない場合に届出としたこと。施行は今年10月1日から。■これにより、全国範囲で大部分の業種・分野について、外商投資企業の設立・変更手続きが自由貿易試験区と同様の届出に変わる。なお、「参入特別管理措置」とは外商投資ネガティブリストに記載される投資の禁止・制限措置のことで、10月までに同リストが発表されると見られる。従来、ネガティブリストによる外資管理は、2018年からの全国実施が予定されていたが、前倒しで実施されることになった。■また、これらの法律改正に伴って、各実施細則も改正されると見られる。一方、届出の手続きについては、別に商務部から「外商投資設立・変更届出管理暫定施行弁法」が公布される予定で、現在パブリックコメント募集草案が公開されている。■この決定の原文は、全国人民代表大会の下記サイトをご参照。

http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2016-09/03/content_1996747.htm

[政策]

【行政改革】

○「国務院の第三次大検査展開に関する通知」(国発明電[2016]4号、2016年8月26日発布・実施)

地方政府と国務院各部門の政策執行状況の検査についての国務院の緊急通知。年間の経済・社会発展目標・任務の達成を確保することを目的として、2014年、15年に続いて実施するもの。■検査の重点は、経済の安定的発展の保持、供給側構造改革の推進、革新駆動発展の促進、民生の保障・改善の4つの面とされ、それぞれについて具体的な検査項目があげられている。9月15日までに各地方・部門が自ら検査を行って国務院に結果を報告し、9月18日から30日まで国務院が20の検査チームを各地方・部門に派遣し、10月10日までに各検査チームが国務院に報告し、その結果をふまえて国務院が各地方・部門に指示を出すとされている。■今回の通知では、「一部の地方と部門には、改革を深化させない、業務を協調させない、政策を適合させない、措置を実行しないなどの問題が存在し、一部の幹部には、怠慢、不作為、デタラメといった現象が存在する」と厳しい指摘がなされており、中央・地方政府の中に現行の政策への不満や批判が存在することがうかがわれる。■原文は中央人民政府ポ一

【産業政策】

○「商務部、財政部、税関総署の『サービス・アウトソーシング産業重点発展分野指導目録』の公布に関する公告」(2016 年第 29 号、2016 年 6 月 13 日公布・施行)

タルの下記サイトをご参照。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2016-08/30/content_5103609.htm

アウトソーシング産業の重点発展分野を示した目録の公布。

■情報技術アウトソーシング(ITO)10 分野、業務プロセスアウトソーシング(BPO)6 分野、ナレッジプロセスアウトソーシング(KPO)8 分野の合計 24 分野について、それぞれ定義・範囲、主要な業務、アウトソーシングを引き受ける業種が記載されている。2014 年 12 月に国務院が発表したアウトソーシング産業の発展政策に基づいて制定されたもので、これに記載される分野の企業は税の優遇(企業所得税の 15%の低減税率と賃金総額の 8%までの教育訓練費の損金算入の適用、オフショアサービスでの増値税のゼロ税率と免税)など各種の優遇が優先的に与えられるものと見られる。■原文は商務部の下記サイトをご参照。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201608/20160801384093.shtml>

[規則]

【税制改革】

○「財政部、国家税務総局の異地予納増値税に関係する都市維持保護建設税及び教育費附加の政策問題に関する通知」(財税[2016]74 号、2016 年 7 月 12 日発布、同年 5 月 1 日実施)

増値税改革試行で、増値税に付加される都市維持保護建設税と教育費附加の扱いを示したもの。■他の地区での建築サービス提供、不動産販売・リースをする場合、その地区で増値税を予定納税し、機構所在地(注:企業登記地)で納税申告するが、予定納税の際はその地区の税率・徴収率(注:一般に増値税額の 10%以内)で計算した都市維持保護建設税と教育費附加を合わせて納付し、機構所在地での納税申告時には機構所在地の税率・徴収率で計算した都市維持保護建設税と教育費附加を納税申告する。■原文は財政部の下記サイトをご参照。

http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201609/t20160905_2411994.html

○「財政部、国家税務総局の道路通行料徴収の増値税控除の関係問題に関する通知」(財税[2016]86 号、2016 年 8 月 3 日発布、同年 8 月 1 日実施)

同じく増値税改革試行での道路などの通行料の仕入税額控除の扱いを示したもの。高速道路通行料は発票の 3%、一級・二級道路と橋梁・水門の通行料は同じく 5%としている。改革試行がスタートした 5 月 1 日から 7 月 31 日まで暫定的に同じ扱いとしていたが、これを継続する。■原文は財政部の下記サイトをご参照。

http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201608/t20160817_2392905.html

○「国家税務総局の営業税から増値税への徴収変更試行の若干の徴収管理問題に関する公告」(2016 年第 53 号、2016 年 8 月 18 日公布、同年 9 月 1 日施行)

同じく増値税改革試行で、扱いが不明確だったケースについて規定を示したもの。■主な内容は、①国内の単位(注:企業を含む各種組織)・個人へのサービスまたは無形資産の販売のうち、国外で提供する郵便・配達サービス、サービス提供の場所が国外にある建築サービス、工事監理サービス、工事調査・探査サービス、会議・展覧サービスは、国内での販売に属さない(注:税の

○「国家税務総局の不動産管理サービスで受け取る水道料の増値税問題に関する公告」(2016 年第 54 号、2016 年 8 月 19 日公布・施行) 【輸出入管理】 ○「国家品質監督検閲検疫総局、税関総署の『出入国検閲検疫機構検閲検疫実施輸出入商品目録(2016 年)』の調整に関する公告」(2016 年第 81 号、2016 年 8 月 17 日公布、同年 9 月 1 日施行) 【商標登録管理】 ○「国家工商行政管理総局の『地方工商・市場監督管理部門への商標登録申請受理委託暫定施行規定』の印刷・発布に関する通知」(工商標字[2016]168 号、2016 年 8 月 31 日発布、同年 9 月 1 日実施)	対象外)、②個人が不動産をリース料の一括受け取り方式でリースし、リース料収入をリース期間で均等分割したときの月額リース料が 3 万元以下の場合には免税、③銀行が貸付サービスを提供し、期間毎に利息を受け取る場合、決済日に受け取る全ての利息収入はその期間の販売額に算入し、増値税を納付する、④納税対象期間を四半期毎とする場合、取得した全ての増値税課税収入と消費税課税収入は四半期毎に納税してよい、⑤他の地区で建築サービスを提供し、その地区で増値税を予定納税する際に税務機関に提出する発注者との建築契約、下請契約、下請先から取得した発票は、原本である必要はなく、公章(社印)を押捺したコピーでよい、など。■原文は国家税務総局の下記サイトをご参照。 http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2254755/content.html 同じく増値税改革試行で、不動産管理会社がテナントなどから水道料を受け取った場合の増値税の扱い。その場合の販売額は、支払った水道料を控除した残額とし、簡易税額計算方法により 3%の徴収率で増値税を計算、納付するとしている。■原文は国家税務総局の下記サイトをご参照。 http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2254801/content.html 出入国検閲検疫機構(注: 出入国検閲検疫局など)が検査・検疫を行う輸出入商品目録の一部調整。玩具、ベビーカー、自動車安全チャイルドシートなど 15 品目について、輸出検査を取り消したものの。■原文は税関総署の下記サイトをご参照。 http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab49564/info817161.htm 全ての目録(2016 年版)については、国家品質監督検閲検疫総局の下記サイトをご参照。 http://tgyws.aqsiq.gov.cn/xxfw/fjml/201608/t20160831_473148.htm 今年 7 月に商標登録の利便化に向けた改革方針が国家工商行政管理総局から発布された(概要は 本誌 8 月 3 日号 の EXPERT VIEW の解説記事をご参照)が、これに基づいて同総局商標局が地方の工商行政管理部門と市場監督管理部門(注: 地方により名称が異なる)に商標登録の申請受理を委託することに関して、申請受理書の様式、受理後の手続き、関係部門の職責などを規定したもの。■原文は国家工商行政管理総局の下記サイトをご参照。 http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/zjwj/xxzx/201609/t20160906_170877.html
--	---

(本シリーズは、原則として隔週で掲載しています。)

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社
国際本部 海外アドバイザー事業部
池上隆介

～アンケート実施中～

(回答時間: 10 秒。回答期限: 2016 年 10 月 14 日)

<https://s.bk.mufig.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=M6AnfD>